

# 第73回定時株主総会資料

( 電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく  
書面交付請求による交付書面に記載しない事項 )

## ●事業報告

- 「直前3事業年度の財産及び損益の状況」
- 「対処すべき課題」
- 「主要な事業内容」
- 「主要な営業所及び工場」
- 「使用人の状況」
- 「主要な借入先の状況」
- 「その他企業集団の現況に関する重要な事項」
- 「株式の状況」
- 「会社役員の状況」
- 「会計監査人の状況」
- 「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」
- 「会社の支配に関する基本方針」

## ●連結計算書類

- 「連結株主資本等変動計算書」
- 「連結注記表」

## ●計算書類

- 「株主資本等変動計算書」
- 「個別注記表」

## ●監査報告

- 「連結計算書類に係る会計監査報告」
- 「計算書類に係る会計監査報告」
- 「監査役会の監査報告」

上記事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様へ電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

第73期 (2025年3月1日から2026年2月28日まで)

株式会社 日宣

## 直前3事業年度の財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第70期 (2023年2月期)	第71期 (2024年2月期)	第72期 (2025年2月期)	第73期 (当連結会計年度) (2026年2月期)
売 上 高(千円)	5,058,495	5,224,656	5,533,651	6,481,269
経 常 利 益(千円)	345,237	285,287	411,016	1,079,013
親会社株主に帰属 する当期純利益(千円)	244,016	197,467	249,523	662,459
1株当たり当期純利益 (円)	65.53	52.24	65.56	172.06
総 資 産(千円)	4,536,950	4,574,125	4,914,557	5,754,784
純 資 産(千円)	3,145,012	3,279,409	3,436,500	4,003,126
1株当たり純資産 (円)	836.26	865.56	901.04	1,014.87

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式控除後の期中平均発行済株式総数により算出しております。
2. 1株当たり純資産は、自己株式控除後の期末発行済株式総数により算出しております。
3. 当社は、2022年9月1日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っております。2022年2月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。
4. 2024年12月25日(みなし取得日2024年12月31日)に行われた株式会社アスティとの企業結合について、前連結会計年度末において暫定的な会計処理を行っていましたが、当連結会計年度に確定しております。この暫定的な会計処理の確定に伴い、2025年2月期の各数値において取得原価の当初配分額に見直しが反映されております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 70 期 (2023年 2月期)	第 71 期 (2024年 2月期)	第 72 期 (2025年 2月期)	第 73 期 (当事業年度) (2026年 2月期)
売 上 高(千円)	4,564,227	5,030,061	5,292,867	5,695,636
経 常 利 益(千円)	294,383	280,039	421,148	1,097,223
当 期 純 利 益(千円)	202,499	254,253	258,784	862,495
1株当たり当期純利益 (円)	54.38	67.26	68.00	224.01
総 資 産(千円)	4,157,607	4,313,487	4,551,834	5,640,512
純 資 産(千円)	2,922,184	3,113,367	3,289,349	4,056,012
1株当たり純資産 (円)	777.01	821.74	862.46	1028.28

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式控除後の期中平均発行済株式総数により算出しております。
2. 1株当たり純資産は、自己株式控除後の期末発行済株式総数により算出しております。
3. 当社は、2022年9月1日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っております。2022年2月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

## 対処すべき課題

当社グループは「私たちは、「コミュニティ発想」をもとに、あらゆるステークホルダーの価値創造パートナーとなる」という経営理念の下で、既存の媒体に頼らない、ユニークな事業、サービス、マーケティングを通じて顧客の新市場を共に開拓することで、社会・地域の幸福や活性化に寄与するべく、以下の課題に取り組んでまいります。

### ①経営資源の最適化

当社グループは、顧客の課題をワンストップで解決する支援を強みとし、顧客の多種多様なニーズに柔軟に 대응してきました。変化の激しい時代において、今後も顧客のニーズに合ったサービスを提供し続けていくためには、市場の変化に機動的に対応するとともに、需要が見込まれる事業領域へ戦略的に経営資源を投入していく必要があります。

当社グループでは、戦略に基づいたサービス提供体制を構築するとともに、管理会計を通じた各部門の稼働状況と創出する付加価値の計測・分析に取り組んでおり、PDCAサイクルを循環させることで、経営資源の最適化を目指してまいります。

### ②優秀な人材の確保と育成

当社グループは、更なる成長の実現に向けて、優秀な人材の確保及び成長フェーズに応じた組織体制の強化を重要な経営課題と認識しております。

とりわけ、デジタル領域を含むプランニング及びクリエイティブ、テクノロジーを活用したソリューション開発並びに複雑化する広告プロモーションのプロデュース等を担う人材の確保及び育成が重要性を増しております。

このため当社グループでは、即戦力の中途人材採用活動強化とともに、新卒採用も行っております。また、人材の定着化を図るべく、企業ビジョンの明確化や社員の能力が最大限発揮できる環境づくり等、働きがいのある制度づくりを行い、組織体制を強化してまいります。

### ③デジタル化への対応

当社グループは、従来の紙媒体を用いた印刷物は長期的に減少傾向が見込まれ、持続的な成長を実現するためには、新たに需要が見込まれるデジタル領域での事業拡大が必要であると認識しております。

当社グループでは、イノベーション&エキスパート本部が中心となりデジタル技術の活用を推進しております。また、M&Aや投資等の手法も必要に応じて活用するなど、更なる経営資源の投入を通じ、デジタル領域での事業拡大に取り組んでまいります。

#### ④内部統制及びリスク管理体制の強化

当社グループは、今後一層の成長を見込んでおり、企業規模拡大に応じた内部管理体制の構築を図るために、コーポレート・ガバナンスを重視し、リスクマネジメントの強化、並びに内部統制の継続的な改善及び強化を推進してまいります。

また、顧客企業の新商品に関する情報その他の機密情報及び消費者の個人情報等を適切に管理するため、当社は、一般財団法人日本情報経済社会推進協会が運営するプライバシーマーク制度の認証を取得するとともに、社内規程及び業務フローの厳格な運用、定期的な社内教育の実施並びに機密データへのアクセス制限及びアクセスログの取得等に係るシステム整備を進めてまいりました。今後も更にセキュリティに関するシステムの整備や教育の徹底を行い、情報管理体制の強化を図ってまいります。

### 主要な事業内容（2026年2月28日現在）

事業区分	事業内容
広告宣伝事業	広告・セールスプロモーションを中心としたコミュニケーションサービス全般の提供

### 主要な営業所及び工場（2026年2月28日現在）

#### ① 当社

本	社	東京都千代田区
支	社	大阪支社（大阪府大阪市北区）

#### ② 子会社

株式会社アスティ	本社（東京都千代田区）
----------	-------------

## 使用人の状況（2026年2月28日現在）

### ① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
広告宣伝事業	121 (33) 名	1名減 (4名減)
全社 (共通)	13 (5)	2名増 (-)
合計	134 (38)	1名増 (4名減)

(注) 使用人数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

### ② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
126 (38) 名	3名増 (4名減)	37.8歳	7.7年

(注) 使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

## 主要な借入先の状況（2026年2月28日現在）

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	196,000千円

## その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 会社の現況

### 株式の状況（2026年2月28日現在）

① 発行可能株式総数 13,600,000株

② 発行済株式の総数 4,178,080株

(注) 新株予約権の行使により、発行済株式の総数は108,000株増加しております。

③ 株主数 3,023名

④ 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
有限会社オオツコーポレーション	1,415,000株	35.87%
大 津 裕 司	352,900	8.95
村 井 敏 裕	176,850	4.48
光通信KK投資事業有限責任組合	158,300	4.01
本 間 祐 史	93,240	2.36
大 津 穰	88,280	2.24
飛 川 亮	84,230	2.14
日 宣 社 員 持 株 会	62,700	1.59
加 藤 文 子	59,000	1.50
日 宣 取 引 先 持 株 会	53,000	1.34

(注) 1. 当社は自己株式を233,618株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式（233,618株）を控除して算出しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況  
当社は、2020年5月28日開催の第67回定時株主総会決議に基づき、譲渡制限付株式報酬制度を導入いたしました。これを受け、2025年5月29日開催の取締役会において譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分を決議し、同年6月25日付で取締役（社外取締役を除く。）3名に対し自己株式22,530株の処分を行っております。

⑥ その他株式に関する重要な事項  
該当事項はありません。

## 会社役員の様況

### 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

### 役員等賠償責任保険契約の概要

当社は保険会社との間で、当社及び当社の子会社における取締役及び監査役を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、次回更新時においても同様の内容で更新予定です。

#### (1) 填補の対象となる保険事故の概要

被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害について填補するものです。ただし、被保険者が犯罪行為であることを認識しながら行った行為等、一定の免責事由があります。

#### (2) 保険料

保険料は全額会社負担としております。

## 会計監査人の状況

① 名称

EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	27百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

## 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、「私たちは、「コミュニティ発想」をもとに、あらゆるステークホルダーの価値創造パートナーとなる」、「全社員がコミュニティとなり、「働いていてよかった」と思える会社を共に目指す」という経営理念のもと、株主をはじめとして、取引先、従業員を含む全てのステークホルダーにとって継続的に企業価値を高めることが重要な経営課題と位置づけております。このため、当社グループの持続的成長と企業価値の最大化を図るとともに、経営の透明性及び効率性を向上させるべく、取締役会及び監査役会の監督機能並びに内部統制システムを通じたコーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでおります。

当該基本方針に基づいた取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

#### ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人が公正で高い倫理観に基づいて行動し、広く社会から信頼される経営体制を確立するため、以下の事項を定めております。

取締役及び使用人が法令及び定款を遵守し、倫理観を持って事業活動を行う企業風土を構築するため、コンプライアンス規程を定めております。

部門の責任者は、部門固有のコンプライアンス・リスクを認識し、主管部署とともに法令遵守体制の整備及び推進に努めております。

反社会的勢力とは取引関係も含めて一切の関係を持ちません。反社会的勢力からの不当要求に対しては、組織全体として毅然とした対応をとります。

当社及びグループ会社の事業に従事する者からの法令違反行為等に関する通報に対して適切な処理を行うため、内部通報制度を設けております。また、是正、改善の必要があるときには、速やかに適切な措置をとります。

内部監査室は、法令及び定款の遵守体制の有効性について監査を行っております。主管部署及び監査を受けた部署は、是正、改善の必要があるときには、速やかにその対策を講じております。

## ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報は、文書化（電磁的記録を含む）のうえ、経営判断等に用いた関連資料とともに保存しております。文書管理に関する主管部署を置き、管理対象文書とその保管部署、保存期間及び管理方法等を規程に定めております。

取締役の職務の執行に係る情報は、取締役又は監査役等から要請があった場合に備え、適時閲覧可能な状態を維持しております。

主管部署及び文書保管部署は、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理について、継続的な改善活動を行っております。

内部監査室は、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理について監査を行っております。主管部署及び監査を受けた部署は、是正、改善の必要があるときには、その対策を講じております。

## ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

全社的なリスク管理、事業活動に伴うリスク管理及び危機管理対策からなるリスク管理体制を適切に構築し、適宜その体制を点検することによって有効性を向上させるため、以下の事項を定めております。

リスク管理の全体最適を図るため、内部監査室は、リスク管理及び内部統制の状況を点検し、改善を推進しております。

事業活動に伴う各種のリスクについては、それぞれの主管部署及びリスク管理に関する規程を定めて対応するとともに、必要に応じて専門性を持った会議体で審議しております。

事業の重大な障害・瑕疵、重大な情報漏洩、重大な信用失墜、災害等の危機に対しては、しかるべき予防措置をとっております。

リスク管理体制については、継続的な改善活動を行うとともに、定着を図るための研修等を適宜実施しております。

内部監査室は、リスク管理体制について監査を行っております。主管部署及び監査を受けた部署は、是正、改善の必要があるときには、速やかにその対策を講じております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

意思決定の機動性を高め、効率的な業務執行を行い、その実効性を向上させるため、以下の事項を定めております。

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関する規程を定めるとともに、取締役会を原則として月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催しております。

事業活動の総合調整と業務執行の意思統一を図る機関として経営会議を設置し、当社グループの全般的な重要事項について審議しております。経営会議は、原則として毎月開催しております。

事業計画に基づき、予算期間における計数的目標を明示し、事業部門の目標と責任を明確にするとともに、予算と実績の差異分析を通じて所期の業績目標の達成を図っております。

経営の効率化とリスク管理を両立させ、内部統制が有効に機能するよう、ITシステムの主管部署を置いて整備を進め、全社レベルでの最適化を図っております。

内部監査室は、事業活動の効率性及び有効性について監査を行っております。主管部署及び監査を受けた部署は、是正、改善の必要があるときには、連携してその対策を講じております。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループ全体を対象にした法令遵守体制の構築及びグループ会社への適切な経営管理のため、以下の事項を定めております。

企業集団における業務の適正を確保するため、当社グループ全体に適用する社是を定めております。

法令遵守体制の実効性を確保するため、主管部署を総務人事担当部署と定めております。当該部署は、グループ会社に対してコンプライアンスに関する規程の制定支援、研修等、必要な諸活動を推進し、管理しております。

内部監査室は、グループ会社の法令及び定款の遵守体制の有効性について監査を行っております。主管部署は、是正、改善の必要があるときには、速やかにその対策を講ずるよう、適切な指導を行っております。

グループ会社が一体となって事業活動を行い、当社グループ全体の企業価値を向上させるため、グループ会社の経営管理に関する規程を定めております。グループ会社が当社グループの経営・財務に重要な影響を及ぼす事項を実行する際には、主管部署が適切な指導を行っております。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役からの求めに応じて、取締役会は監査役と協議のうえ、職務を補助すべき使用人を置きます。

- ⑦ 上記⑥の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

監査役より職務の補助の要請を受けた使用人への指揮権は、監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令を受けないとともに、当該使用人の人事異動及び考課については、監査役の同意を得ます。

- ⑧ 監査役への報告に関する体制

監査役の要請に応じて、取締役及び使用人は、事業及び内部統制の状況等の報告を行い、内部監査室は内部監査の結果等を報告いたします。

取締役及び使用人は、重大な法令・定款違反及び不正行為の事実、又は会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときには、速やかに監査役に報告いたします。また、監査役へ報告した者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底します。

重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握できるようにするため、監査役は取締役会のほか、経営会議その他の重要な会議に出席いたします。また、監査役から要求のあった文書等は、随時提供いたします。

監査役は、職務の執行に必要な費用について請求することができ、当社は当該請求に基づき支払いを行います。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

### ① 職務執行の適正性及び効率性の確保に関する取り組みの状況

当社の取締役会は5名で構成され、社外監査役3名も出席しております。

当事業年度において取締役会は13回開催され、法令、定款及び社内諸規程に従って、経営上の重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督しております。各議案の審議にあたっては、活発な意見交換がなされており、意思決定及び監督の実効性は確保されております。また、職務執行の効率性を確保するため、当事業年度において、取締役や部長等で構成される経営会議を12回開催し、月次の業績状況等の報告を行うとともに、重要事項の議論を行っております。

### ② 監査役監査の実効性の確保に関する取り組みの状況

監査役会は、社外監査役3名で構成されております。

当事業年度では13回開催され、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議・決議を行っております。また、常勤監査役は経営会議等の重要会議に出席するほか、稟議書等を閲覧することにより、監査の実効性の向上を図っております。

### ③ 当社グループにおける業務の適正の確保に関する取り組みの状況

当社子会社につきましては、当社取締役が取締役を兼務し、子会社の経営管理を行っております。また、関係会社管理規程に従い、子会社から当社に対し、適宜事前の承認又は報告を行っております。

## 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

## 連結株主資本等変動計算書

( 2025年 3月 1日から )  
( 2026年 2月28日まで )

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	347,103	303,103	2,946,022	△161,190	3,435,039
暫定的な会計処理の確定による影響額			861		861
暫定的な会計処理の確定を反映した当連結会計年度期首残高	347,103	303,103	2,946,884	△161,190	3,435,901
当連結会計年度変動額					
新株の発行	21,978	21,978			43,956
剰余金の配当			△156,686		△156,686
譲渡制限付株式報酬		1,486		14,171	15,658
親会社株主に帰属する当期純利益			662,459		662,459
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	21,978	23,464	505,772	14,171	565,386
当連結会計年度末残高	369,081	326,568	3,452,656	△147,018	4,001,288

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計	
当連結会計年度期首残高	599	599	3,435,638
暫定的な会計処理の確定による影響額			861
暫定的な会計処理の確定を反映した当連結会計年度期首残高	599	599	3,436,500
当連結会計年度変動額			
新株の発行			43,956
剰余金の配当			△156,686
譲渡制限付株式報酬			15,658
親会社株主に帰属する当期純利益			662,459
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)	1,239	1,239	1,239
当連結会計年度変動額合計	1,239	1,239	566,626
当連結会計年度末残高	1,838	1,838	4,003,126

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 1社
- ・連結子会社の名称 株式会社アスティ

当社は、2026年2月17日開催の取締役会において、株式会社日宣印刷の株式の全部を売却することについて決議し、同日付で株式譲渡契約を締結し、2026年2月24日に株式を売却いたしました。

これにより、当連結会計年度末において同社を連結の範囲より除外しております。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社の状況

- ・持分法適用の関連会社の数 2社
- ・持分法適用の関連会社の名称 株式会社S C N電力  
ホームタウンエナジー株式会社

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

#### (4) 会計方針に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. その他有価証券

- ・市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

- ・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. 棚卸資産

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

##### ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物につきましては、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 15年～50年

□. 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

のれん 5年

顧客関連資産 10年

営業権 5年

自社利用のソフトウェア 5年

(社内における利用可能期間 (5年) に基づく)

③ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑤ 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の主要な事業の内容は、広告宣伝事業及びその他印刷事業であります。広告宣伝事業においては、全国のケーブルテレビ局の加入者に対してケーブルテレビ番組情報誌「月刊チャンネルガイド」の編集制作やその他各種セールスプロモーション、デジタルマーケティング等のソリューションを提供しております。また、その他印刷事業においては、連結子会社において、当社グループの広告宣伝事業の印刷物をはじめとする商業印刷を行っております。いずれの事業においても、各種制作物の納品やセールスプロモーションの実施を履行義務として負っております。

広告宣伝事業において、番組情報誌等の各種制作物については、これらの納品時に履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。また、セールスプロモーションや各種マーケティング施策については、各プロモーション施策の終了時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

また、その他印刷事業においては、印刷物の納品時に履行義務が充足されることから、当該時点にて収益を認識しております。

なお、各事業とも、取引の対価は履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

- ⑥ その他連結計算書類の作成のための重要な事項  
該当事項はありません。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。

なお、当該会計方針の変更による当連結会計年度の連結計算書類への影響はありません。

## 3. 表示方法の変更に関する注記

前連結会計年度において、営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「控除対象外消費税等」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。

なお、前連結会計年度の「控除対象外消費税等」は19千円であります。

## 4. 会計上の見積りに関する注記

(繰延税金資産の回収可能性)

- ①当連結会計年度の連結貸借対照表に計上した金額

(1)繰延税金資産 4,537千円

(2)繰延税金負債 52,500千円

(繰延税金負債と相殺前の繰延税金資産 75,580千円)

- ②識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、繰延税金資産について回収可能性を検討し、回収が不確実と考えられる部分に対して評価性引当額を計上しております。回収可能性の判断において

は、将来の課税所得見込額と実行可能なタックス・プランニングを検討し、将来の税金負担額を軽減する効果を有すると考えられる範囲で繰延税金資産を計上しております。将来の課税所得見込額はその時の業績により変動するため、課税所得の見積りに影響を与える要因が発生した場合には、回収可能性を再度検討し、計上額の修正を行うため、翌連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純損益額が変動する可能性があります。

## 5. 連結貸借対照表に関する注記

### (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

#### ① 担保に供している資産

建物及び構築物	635,023千円
土地	800,227千円
計	1,435,250千円

#### ② 担保に係る債務

1年内返済予定長期借入金	48,000千円
長期借入金	148,000千円
計	196,000千円

### (2) 有形固定資産の減価償却累計額 362,590千円

## 6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数(株)	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末の株式数(株)
普通株式	4,070,080	108,000	—	4,178,080

(注) 発行済株式数の増加は、新株予約権の行使によるものであります。

### (2) 剰余金の配当に関する事項

#### ① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年5月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	102,976	27	2025年2月28日	2025年5月30日
2025年10月15日 取締役会	普通株式	利益剰余金	53,710	14	2025年8月31日	2025年11月14日

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2026年5月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	71,000	18	2026年2月28日	2026年5月29日

## 7. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は主に預金を中心に安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブ等投機的な取引は行わない方針であります。

#### ② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に取引先企業との業務または資本提携等に関する株式であり、持分評価額の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日となっております。これらについては、流動性リスクに晒されております。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

##### イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、営業債権等についてコーポレートグループが相手先ごとの期日管理及び残高管理を行っており、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

##### ロ. 市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に発行体（取引先企業）の財務状況等を把握しております。

### ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき適時に資金計画を作成・更新することにより、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算出された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年2月28日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は含まれておりません。

(注) 2. 参照)

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
① 電 子 記 録 債 権	39,461	39,461	—
② 売 掛 金	726,975	726,975	—
③ 投 資 有 価 証 券	2,988	2,988	—
資 産 計	769,424	769,424	—
④ 買 掛 金	474,650	474,650	—
⑤ 長期借入金(1年内返済予定を含む)	209,588	208,384	△1,203
負 債 計	684,238	683,034	△1,203

(注) 1. 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金が短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 市場価格のない株式等

(単位：千円)

区分	当連結会計年度 (2026年2月28日)
非上場株式(匿名組合出資金を含む)	276,005

(注) 市場価格のない株式等については、「③投資有価証券」には含めておりません。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場に

において形成される当該時価の算定の対象となる相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

①時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度（2026年2月28日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	2,988	－	－	2,988
資産計	2,988	－	－	2,988

②時価で連結貸借対照表に計上している金融資産以外の金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
電子記録債権	－	39,461	－	39,461
売掛金	－	726,975	－	726,975
資産計	－	766,436	－	766,436
買掛金	－	474,650	－	474,650
長期借入金（年内返済を含む）	－	208,384	－	208,384
負債計	－	683,034	－	683,034

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

電子記録債権及び売掛金、買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金（1年以内返済予定を含む）

長期借入金の時価は元利金の合計額と同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 8. 収益認識に関する注記

(1)顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント	その他	合計	調整額	連結計算書類 計上額
	広告宣伝事業				
売上高 顧客との契約か ら生じる収益	6,314,844	287,404	6,602,248	△120,978	6,481,269
売上高 外部顧客への 売上高	6,314,844	166,425	6,481,269	—	6,481,269
セグメント間の 内部売上高又は 振替高	—	120,978	120,978	△120,978	—
計	6,314,844	287,404	6,602,248	△120,978	6,481,269

(2)顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項 ⑤ 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(3)顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

①顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	612,965	766,436
契約負債	9,013	8,986

当連結会計年度期首の契約負債残高は、概ね当連結会計年度の収益として認識しております。

契約負債は、主に顧客との契約に基づいて顧客から受け取った前受金であり、収

益の認識に伴い取り崩されます。連結貸借対照表上、契約負債は流動負債の「その他」に含まれております。また、当連結会計年度において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益はありません。

#### ②残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の簡便法を適用し、記載を省略しております。

## 9. 企業結合に関する注記

### (企業結合に係る暫定的な会計処理の確定)

2024年12月25日（みなし取得日2024年12月31日）に行われた株式会社アスティとの企業結合について、前連結会計年度において暫定的な会計処理を行っていましたが、当連結会計年度に確定しております。

この暫定的な会計処理の確定に伴い、取得原価の当初配分額に重要な見直しが反映されております。

この結果、前連結会計年度において暫定的に算定されたのれんの金額129,500千円は、会計処理の確定により51,705千円減少し、77,795千円となっております。のれんの減少は、顧客関連資産が78,855千円、繰延税金負債が27,149千円それぞれ増加したことによるものであります。

また、前連結会計年度の連結損益計算書は、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益がそれぞれ409千円増加し、当期純利益及び親会社株主に帰属する当期純利益がそれぞれ861千円増加しております。

のれんの償却期間は5年、のれん以外の無形固定資産に計上した顧客関連資産の償却期間は10年であります。

### (連結子会社株式の売却)

当社は、連結子会社である株式会社日宣印刷の株式譲渡に関して、株式会社TOWAとの間で、2026年2月17日付で株式譲渡契約書を締結、2026年2月24日付で株式譲渡を完了いたしました。

なお、本株式譲渡に伴い株式会社日宣印刷は当社の連結の範囲から除外されました。

#### 1. 株式譲渡の概要

##### (1) 譲渡先企業の名称

株式会社TOWA

##### (2) 譲渡した事業の内容

ケーブルテレビ局向けチャンネルガイド誌をはじめとする各種商業印刷

(3) 株式譲渡の理由

当社では近年2030ビジョン実現に向けた成長戦略として、デジタルをはじめとする成長領域への投資をすすめており、選択と集中の観点から成長が見込まれる分野にリソースを集中させるべく、株式会社日宣印刷の株式の全部を譲渡することいたしました。

(4) 株式譲渡日

2026年2月24日（株式譲渡日）

2026年2月28日（みなし譲渡日）

(5) 法的形式を含む取引の概要

受取対価を現金等の財産のみとする株式譲渡

2. 実施した会計処理の概要

(1) 移転損益の金額

関係会社株式売却損 26,101千円

(2) 移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

流動資産	109,984千円
固定資産	17,238千円
<u>資産合計</u>	<u>127,222千円</u>
流動負債	43,920千円
固定負債	37,201千円
<u>負債合計</u>	<u>81,121千円</u>

(3) 会計処理

当該譲渡株式の連結上の帳簿価額と売却価額との差額を「関係会社株式売却損」として特別損失に計上しております。

3. 分離した事業が含まれていた報告セグメント

その他セグメント

4. 当連結会計年度の連結損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の額

売上高 166,425千円

営業利益 3,550千円

10. 1株当たり情報に関する注記

- |                |           |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 1,014円87銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 172円06銭   |

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません

# 株主資本等変動計算書

( 2025年 3月 1日から )  
( 2026年 2月 28日まで )

(単位：千円)

	株 主 資 本									
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			剰 余 金		
		資 本 金	資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金	剰 余 金 合 計	利 益 剰 余 金 合 計
		別 途 積 立 金	圧 縮 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金						
当事業年度期首残高	347,103	303,103	-	303,103	7,500	256,500	225,932	2,309,801		2,799,733
当事業年度変動額										
新株の発行	21,978	21,978		21,978						
圧縮積立金の取崩							△11,463	11,463		-
剰余金の配当								△156,686		△156,686
譲渡制限付株式報酬			1,486	1,486						
当期純利益								862,495		862,495
株主資本以外の項目の当事業年度変動額(純額)										
当事業年度変動額合計	21,978	21,978	1,486	23,464	-	-	△11,463	717,272		705,808
当事業年度末残高	369,081	325,081	1,486	326,568	7,500	256,500	214,468	3,027,073		3,505,542

(単位：千円)

	株 主 資 本		評価・換算差額等		純 資 産 計 合
	自己株式	株主資本 合 計	その他有 価証券評 価差額金	評価・換 算差額等 合 計	
当事業年度期首残高	△161,190	3,288,750	599	599	3,289,349
当事業年度変動額					
新株の発行		43,956			43,956
圧縮積立金の取崩		-			-
剰余金の配当		△156,686			△156,686
議決制限付株式報酬	14,171	15,658			15,658
当期純利益		862,495			862,495
株主資本以外の 項目の当事業年度 変動額(純額)			1,239	1,239	1,239
当事業年度変動額合計	14,171	765,423	1,239	1,239	766,662
当事業年度末残高	△147,018	4,054,173	1,838	1,838	4,056,012

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

##### ② その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

##### ③ 棚卸資産

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物につきましては、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 15年～50年

工具、器具及び備品 3年～20年

##### ② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

営業権 5年

自社利用のソフトウェア 5年

（社内における利用可能期間（5年）に基づく）

#### (3) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

##### ② 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の主要な事業の内容は、広告宣伝事業であります。広告宣伝事業においては、全国のケーブルテレビ局の加入者に対してケーブルテレビ番組情報誌「月刊チャンネルガイド」の編集制作やその他各種セールスプロモーション、デジタルマーケティング等のソリューションを提供しており、各種制作物の納品やセールスプロモーションの実施を履行義務として負っております。

当社の事業において、番組情報誌等の各種制作物については、これらの納品時に履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。また、セールスプロモーションや各種マーケティング施策については、各プロモーション施策の終了時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

なお、各事業とも、取引の対価は履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項  
該当事項はありません。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

## 3. 表示方法の変更に関する注記

前事業年度において、営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「控除対象外消費税等」は、金額の重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。

なお、前事業年度の「控除対象外消費税等」は19千円であります。

#### 4. 会計上の見積りに関する注記

(繰延税金資産の回収可能性)

①当事業年度の貸借対照表に計上した金額

繰延税金負債 28,518千円

(繰延税金負債と相殺前の繰延税金資産 71,043千円)

②識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表「4. 会計上の見積りに関する注記」(繰延税金資産の回収可能性)に記載した通りであります。

#### 5. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建物	635,023千円
土地	800,227千円
計	1,435,250千円

② 担保に係る債務

1年内返済予定長期借入金	48,000千円
長期借入金	148,000千円
計	196,000千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 360,711千円

(3) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権	5,903千円
② 短期金銭債務	－千円

#### 6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	51,474千円
仕入高	120,125千円
その他営業取引	1,027千円
営業取引以外の取引高	12,390千円

#### 7. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式 233,618株

## 8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	16,479千円
未払社会保険料	4,534千円
貸倒引当金	205千円
退職給付引当金	43,744千円
未払金	2,467千円
長期末払金	51,687千円
投資有価証券評価損	11,159千円
前払費用	1,631千円
株式報酬費用	23,661千円
投資事業組合運用益	1,943千円
その他	36千円
繰延税金資産小計	157,551千円
評価性引当額	△86,508千円
繰延税金資産合計	71,043千円
繰延税金負債	
圧縮積立金	△98,715千円
その他有価証券評価差額金	△846千円
繰延税金負債合計	△99,562千円
繰延税金負債の純額	△28,518千円

## 9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,028円28銭
(2) 1株当たり当期純利益	224円01銭

## 10. 関連当事者との取引に関する注記

種類	氏名	議決権等の所有割合 (%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高
役員	大津 裕司	8.95	当社取締役	新株予約権の行使	14,652	—	—
役員	村井 敏裕	4.48	当社取締役	新株予約権の行使	14,652	—	—
役員	飛川 亮	2.14	当社取締役	新株予約権の行使	14,652	—	—

(注) 取引金額は、当事業年度のストック・オプション行使による払込金額を記載しております。

## 11. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は連結注記表「8. 収益認識に関する注記」に記載の通りであります。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2026年4月17日

株式会社 日宣  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
大阪事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 高田 康弘

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社日宣の2025年3月1日から2026年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社日宣及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2026年4月17日

株式会社 日宣  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
大阪事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 高田 康弘

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社日宣の2025年3月1日から2026年2月28日までの第73期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年3月1日から2026年2月28日までの第73期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役の監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人EY新日本有限責任監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年4月20日

株式会社日宣 監査役会

常勤社外監査役 真鍋 進 ㊟

社外監査役 徳野文朗 ㊟

社外監査役 相良知佐 ㊟

以上